19 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移 | 19 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移

新

都市計画法第12条第1項各号に該当する船橋市内の土地区画整理事 業等の施行により既存用途不適格の工場等が、施行地区から市街化 調整区域に移転を余儀なくされる場合における開発行為等で、申請 内容が次に掲げる全ての事項に該当すること。

- 1 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転 | 1 土地区画整理事業等の施行による既存用途不適格建築物等の移転 において、事業に対する効果を十分有しており、かつ市街化調整 区域への移転事由が適切である等真にやむを得ないと認められる ものであること。
- であり、申請地の周辺における市街化を促進する恐れのないもの であること。
- 3 建築物等の移転先への立地については、市の都市計画を勘案し支 | 3 建築物等の移転先への立地については、市の土地利用計画等を勘 障がないものであり、かつ、環境対策等の観点からも支障がない ものとして、市長の同意が得られるものであること。
- われたものであること。
- 模であること。
- に接していること。
- 7 予定建築物等の用途は、従前のものと同一であること。
- 8 予定建築物等の規模は、原則として従前のものとほぼ同一規模で │8 予定建築物等の規模は、原則として従前のものとほぼ同一規模で あること。
- 9 (削除)

留意事項

- 一 「既存用途不適格建築物等」とは、建築基準法第3条第2項の規定| による既存の用途地域に適合しない、主として工場等の建築物及 び都市計画法第4条第11項の規定によるコンクリートプラント等 の第一種特定工作物をいう。
- 二 「移転事由が適切」との判断は、提案基準2「収用対象事業の施行 | による建築物の移転 留意事項」の「合理的理由」に準じて運用 するものであること。
- 三 「小規模」とは、原則として予定建築物等の敷地規模が、1,000平 | 方メートル以下であること。
- 四 「都市計画を勘案し支障がないもの」とは、申請地が将来の計画 | 四 「土地利用計画等を勘案し支障がないもの」とは、申請地が将来 的な土地利用、公共施設の整備等を進める上で支障がないもので あること。
- 五 「環境対策等の観点からも支障がないもの」とは、申請に係る事 業計画の内容が十分な環境対策がなされており、かつ、周辺の土 地利用に支障がないものであること。
- 六 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する 者をいう。ただし、第一種特定工作物にかかるものは、敷地境界 から300メートルの範囲内に居住する者をいう。
- 七 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。
- 八 「十分な協議」とは、周辺住民及び隣接土地所有者に対して計画 内容を十分に説明し、これらの者の相当数の同意が得られている こと。ただし、第一種特定工作物の移転に係るものにあっては、 原則として敷地境界から300メートルの範囲内に居住する全世

都市計画法第12条第1項各号に該当する船橋市内の土地区画整理事 業等の施行により既存用途不適格の工場等が、施行地区から市街化 調整区域に移転を余儀なくされる場合における開発行為等で、次の すべての事項に該当するもの。

- で、収用移転と同様の移転すべき事由及び事業に対する効果を十分 有しており、かつ市街化調整区域への移転事由が適切である等真に やむを得ないと認められるものであること。
- 2 既存用途不適格建築物等は、小規模な工場等、自己の業務用施設 | 2 既存用途不適格建築物等は、小規模な工場等、自己の業務用施設で あり、申請地の周辺における市街化を促進する恐れのないもので あること。
 - 案し支障がないものであり、かつ、環境対策等の観点からも支障 がないものとして、市長の同意が得られるものであること。
- 4 立地については、周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行 4 立地については、周辺住民及び隣接土地所有者と十分な協議が行 われたものであること。
- 5 予定建築物の敷地の規模は、原則として従前のものとほぼ同一規 | 5 予定建築物の敷地の規模は、原則として従前のものとほぼ同一規 模であること。
- 6 予定建築物等の敷地は、原則として6.5メートル以上の国、県道等 | 6 予定建築物等の敷地は、原則として6.5メートル以上の国、県道等 に接していること。
 - 7 予定建築物等の用途は、従前のものと同一であること。
 - あること。
 - 9 関係法令等に適合していること。

留意事項

- 一 「既存用途不適格建築物等」とは、建築基準法第3条第2項の規定 による既存の用途地域に適合しない、主として工場等の建築物及 び都市計画法第4条第11項の規定によるコンクリートプラント等 の第一種特定工作物をいう。
- 二 「移転事由が適切」との判断は、収用対象事業の合理的理由の取 り扱いに準じて運用するものであること。
- 三 「小規模」とは、原則として予定建築物等の敷地規模が、1,000平 方メートル以下であること。
- の計画的な土地利用、公共施設の整備等を進める上で支障がない ものであること。
- | 五 「環境対策等の観点からも支障がないもの」とは、申請に係る事 業計画の内容が十分な環境対策がなされており、かつ、周辺の土 地利用に支障がないものであること。
- 六 「周辺住民」とは、敷地境界から150メートルの範囲内に居住する 者をいう。ただし、第一種特定工作物にかかるものは、敷地境界 から300メートルの範囲内に居住する者をいう。
- 七 「隣接土地所有者」とは、敷地境界に隣接する土地所有者をいう。
- 「十分な協議」とは、周辺住民及び隣接土地所有者に対して計画 内容を十分に説明し、これらのものの相当数の同意が得られてい ること。ただし、第一種特定工作物の移転に係るものにあっては、 原則として敷地境界から300メートルの範囲内に居住する全世

帯及び隣接土地所有者への計画内容の十分な説明と全ての同意 が得られていること。

九 「6.5メートル以上の国・県道等に接している」とは、当該建築物 │ 九 「6.5メートル以上の国・県道等に接している」とは、当該建築物 及び工作物の敷地が接する道路部分が、所定の幅員を満たすのは もちろんのこと、主要な道路(国、県道等で有効に交通が分散で きるもの) に至るまでの区間について所定の幅員を確保されてい ることをいうものとする。

(平成19年11月30日・旧21繰上)

(平成24年4月1日・旧20繰上)

(令和2年4月1日一部改正)

附則

(施行期日)

1 この基準19は、令和2年4月1日から施行する。

帯及び隣接土地所有者への計画内容の十分な説明と全ての同意 が得られていること。

及び工作物の敷地が接する道路部分が、所定の幅員を満たすのは もちろんのこと、主要な道路(国、県道等で有効に交通が分散で きるもの) に至るまでの区間について所定の幅員を確保されてい ることをいうものとする。

(平成19年11月30日・旧21繰上)

(平成24年4月1日・旧20繰上)